

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成24年12月20日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般24第18号

1 調達内容

(1) 事業名

広島県芦田川流域下水道芦田川浄化センター下水汚泥固形燃料化事業（以下「本事業」という。）

(2) 履行場所

福山市箕沖町106番地 広島県芦田川流域下水道芦田川浄化センター内

(3) 事業内容

県が広島県芦田川流域下水道芦田川浄化センター内に設置する下水汚泥固形燃料化施設（以下「本施設」という。）の設計及び施工、完成後の本施設の維持管理及び運営並びに本施設で製造される固形燃料化物の買取り。DBO方式（公共が資金を調達し、施設のDesign（設計）、Build（施工）及びOperate（運営）を一括して民間に委託する方式）で行う。

ア 施設概要

脱水汚泥を炭化又は乾燥することにより、固形燃料化物を製造する施設とする。

イ 施設規模

脱水汚泥23,700 wet-t /年（平成47年度）を安定して処理できる施設規模とする。
なお、系列数は問わない。

(4) 履行期間

ア 本施設の設計及び施工

平成25年12月定例広島県議会の議決の日の翌日から平成28年3月31日まで

イ 本施設の維持管理及び運営

平成28年4月1日から平成48年3月31日まで（20年間）

ウ 固形燃料化物の買取り

イと同じ

(5) 事業形態

単独企業又は共同企業体によって行う。

なお、会社法（平成17年法律第86号）に定めるところに従い、本事業に係る業務の実施のみを目的とする株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該SPCに権利義務を承継させることもできるものとする。

2 入札参加資格

入札に参加する単独企業又は共同企業体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要

件を満たしていなければならない。

(1) 共同企業体の構成に係る要件

共同企業体である申請者は、次の要件をすべて満たす者であること。

ア 次に掲げる者によって構成されていること。

(ア) 本施設の設計及び施工を行う者（1者に限る。）

(イ) 本施設の維持管理及び運営並びに固形燃料化物の買取りを行う者（2者以上であつてもよい。）

イ ア(イ)の構成員が2者以上あるときは、その全員で本施設の維持管理及び運営の業務を実施しなければならない。

ウ 共同企業体の代表者は、3(3)の入札参加希望書の提出の際に、共同企業体入札参加資格審査申請書等をあわせて提出すること。

(2) 共通資格要件

ア 申請者（共同企業体である申請者にあつては、その構成員の全員）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(ア) この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱2(1)若しくは物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限、県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2若しくは物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する契約制限又は低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第3項の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

(イ) この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本事業の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

(エ) 他の申請者（他の申請者の構成員を含む。以下aからeまでにおいて同じ。）と次のいずれの関係にある者でもないこと。

a 他の申請者の親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）

b 他の申請者の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）

c 他の申請者の親会社の子会社

d 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）が他の申請者の役員又は管財人を兼ねている者

e その他他の申請者と前記 a から d までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

(オ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。

イ 申請者（共同企業体である申請者にあつては、その構成員の全員）は、この事業に係る発注者支援業務の受託者（日本下水道事業団、日本水工設計株式会社及び株式会社日水コン）以外の者であつて、かつ、当該受託者のいずれとも資本及び人事面において次のいずれの関係にもない者であること。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の過半数を有すること。

(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

ウ 申請者（共同企業体である申請者にあつては、その構成員の全員）は、他の申請者又はその構成員を兼ねていないこと。

(3) 本施設の設計及び施工を行うことに係る要件

申請者は、以下の要件をすべて満たすものでなければならない（共同企業体である申請者にあつては、(1)ア(ア)の構成員がこれらの要件をすべて満たしていること。）。

ア 機械器具設置工事及び建築一式工事について、平成22年広島県告示第781号（平成23年度及び平成24年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等〔以下「建設工事入札参加に係る資格告示」という。〕）によって、機械器具設置工事及び建築一式工事の一般競争入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公告の日において上記の資格を認定されていない者であっても、下記のとおり資格認定を申請している場合は、入札説明書3(14)の見積書の提出期限の日までに当該認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱うものとし、建設工事入札参加に係る資格告示に基づき、次により申請手続を行うこと。

(ア) 申請期間

平成24年12月20日（木）から平成25年1月24日（木）までの休日（広島県の休日定める条例〔平成元年広島県条例第2号〕第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(イ) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(ウ) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

広島県土木局建設産業課（広島市中区基町10番52号 電話082-513-3821）

イ 機械器具設置工事及び建築一式工事につき、建設業法に基づく特定建設業の許可を有すること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。

エ 平成9年4月1日から平成24年12月19日までの間に完成検査を受けている、廃棄物に関する燃料化設備、乾燥設備、炭化設備、熔融設備又は汚泥焼却設備を設置した機械設備工事（維持・修繕工事を除く。）の元請け施工実績を有すること。

なお、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

オ 本施設的设计業務において、次に掲げる要件を満たす技術者を、設計業務を行う期間中配置できること。

(ア) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士登録の総合技術監理部門（選択科目：下水道）若しくは上下水道部門（選択科目：下水道）の資格又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。以下同じ。）であって、あらかじめ技術士登録の総合技術監理部門（選択科目：下水道）又は上下水道部門（選択科目：下水道）の資格と同等以上の資格を有する者として国土交通大臣の認定を受けている者に限る。

(イ) 建築担当技術者は、一級建築士の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、外国資格を有する技術者であって、あらかじめ一級建築士と同等以上の資格を有する者として国土交通大臣の認定を受けている者に限る。

カ 入札参加希望書に記載するオの配置予定技術者については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めない。

(イ) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

(ウ) 落札後、設計業務の履行に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

キ 本施設の建設工事において、次に掲げる要件を満たす技術者を専任で1人以上配置できること。

なお、この場合、(ア)を満たす者と(イ)を満たす者を別にそれぞれ専任で配置することもできるものとする。

- (ア) 機械器具設置工事について建設業法第15条第2号イ若しくはロに該当する者又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、外国資格を有する技術者であって、あらかじめ技術士登録の総合技術監理部門（選択科目：機械部門に係るものとするもの）又は機械部門の資格と同等以上の資格を有する者として国土交通大臣の認定を受けている者に限る。

- (イ) 建築一式工事について建設業法第15条第2号イに該当する者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、外国資格を有する技術者であって、あらかじめ1級の建築施工管理又は1級建築士の資格と同等以上の資格を有する者として国土交通大臣の認定を受けている者に限る。

- (ウ) (ア)にあつては、エに掲げる期間中、エに掲げる種類の工事において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であつたと認められるときを含む。）として、工場製作及び現場施工の経験を有する者であること（ただし、工場製作と現場施工とで別の者を配置するときは、工場製作に係る技術者は工場製作の実績、現場施工に係る技術者は現場施工の実績を有すること。）。

- (エ) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (オ) 申請者（共同企業体である申請者にあつては、本施設の設計及び施工を行う構成員）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

なお、恒常的な雇用関係とは、入札参加希望書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

- (カ) 建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないこと。

ク 入札参加希望書に記載する本施設の建設工事に係る配置予定技術者については、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。ただし、キ(ア)を満たす者とキ(イ)を満たす者を別にそれぞれ専任で配置する場合は、それぞれについて3人を限度とする。）を記載することができる。

- (イ) 入札参加希望書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り記載することを認めるものとする。

a 従事中の工事の契約工期の終期が開札日の前日までの場合

b 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が入札参加希望書提出の日の前日までに終了している場合

- c 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が開札日の前日までに行われることが決定している場合
 - (ウ) 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期の末日が開札日以降に延伸され、又は完成検査が開札日以降に延期された場合には、その理由のいかんを問わず、直ちに入札参加希望を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。
 - (エ) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めない。
 - (オ) 工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
 - (カ) 落札後、工事の施工に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- ケ 本施設の設計及び施工の期間中次に掲げる要件を満たす現場代理人を配置できること。
- (ア) 申請者（共同企業体である申請者にあつては、本施設の設計及び施工を行う構成員）と直接的な雇用関係にある者であること。
 - (イ) 建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないこと。
- (4) 本施設の維持管理及び運営並びに本施設で製造された固形燃料化物の買取りを行うことに係る要件
- 申請者は、以下の要件をすべて満たすものでなければならない（共同企業体である申請者にあつては、(1)ア(イ)の構成員の全員がこれらの要件をすべて満たしていること。ただし、ウからカまでの要件については、(1)ア(イ)の構成員のうち1者が満たしていれば足りる。）。
- ア 平成23年広島県告示第740号(平成24年から平成26年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等〔以下「物品・役務調達に係る資格告示」という。〕)によって「11H特殊施設管理」の資格を認定されている者であること。ただし、この公告の日において上記の資格を認定されていない者であっても、下記のとおり資格認定を申請している場合は、入札説明書3(14)の見積書の提出期限の日までに当該認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱うものとし、物品・役務調達に係る資格告示に基づき、次により申請手続を行うこと。
- (ア) 申請期間
平成24年12月20日（木）から平成25年1月24日（木）までの休日を除く毎日午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
 - (イ) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(ウ) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

広島県会計管理部会計総務課（広島市中区基町10番52号 電話082-513-2315）

イ 平成9年4月1日から平成24年12月19日までの間に、廃棄物に関する燃料化設備、乾燥設備、炭化設備、熔融設備又は污泥焼却設備のいずれかにおいて1年以上連続して運転管理業務を行った履行実績を有すること。

なお、共同企業体としての履行実績の場合は代表者であるものに限る。

ウ イの設備での運転実績を有する技術者を専任で配置できること。

エ 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条に規定する政令で定める資格を有する者を配置できること。

オ 入札参加希望書に記載するウ及びエの配置予定技術者については、次のとおり取り扱うこと。

(7) 配置予定技術者は、1(4)イの期間の初日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。ただし、ウを満たす者とエを満たす者を別にそれぞれ配置する場合は、それぞれについて3人を限度とする。）を記載することができる。

(4) 入札参加希望書を提出する時において他の業務に従事中である技術者については、従事期間の終期が1(4)イの期間の初日の前日までの場合に限り記載することを認めるものとする。

(ウ) 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の業務に従事中であるときは、その業務の従事期間が延伸された場合には、その理由のいかんを問わず、直ちに入札参加希望を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

(エ) 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めない。

(オ) 従事期間の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

(カ) 落札後、業務の従事に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を

変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。

カ 固形燃料化物の利用を行う者から、1(4)ウの期間中燃料として有償で購入する確約を得ていること。ただし、上記の確約を得ていない者であっても、入札説明書3(14)の見積書の提出期限の日までに当該確約を得られていないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

(5) 入札参加資格の喪失

申請者が、落札者の決定の時までの間に(2)から(4)までに掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該申請者の入札参加資格を取り消す。

3 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付方法

この事業に係る入札説明書等（入札説明書、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）は、平成24年12月20日（木）から、広島県のホームページの「下水道公園課」のサイトから入手することができる。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/106/>

(2) 入札説明書等に関する質疑及び回答

ア 入札説明書等に関する質疑

入札参加資格その他の入札説明書等の内容に関する質疑がある場合は、これを別に指定する様式の書面に記載し、当該書面の内容を電子データ化して収録した電子媒体（CD-ROM）1部を添えて、次に従い提出すること。

(ア) 受付期間

a 入札参加資格の内容に関する質問

公告日から平成24年12月28日（金）までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで。

なお、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）による提出は、平成24年12月28日（金）午後5時までに必着とする。

b 入札説明書等（入札参加資格の内容を除く。）に関する質問

公告日から平成25年1月15日（火）までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで。

なお、郵送等による提出は、平成25年1月15日（火）午後5時までに必着とする。

(イ) 提出先

広島県土木局都市計画課（広島市中区基町10番52号 電話082-513-4112）

(ウ) 提出方法

持参又は郵送等による。ファクシミリ、電子メール等によるものは認めない。

イ 回答

(ア) 入札参加資格の内容に関する質問に対する回答

平成25年1月15日（火）から平成25年1月24日（木）までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分までの間、(2)ア(イ)において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/106/>

(イ) 入札説明書等（入札参加資格の内容を除く。）に関する質問に対する回答

平成25年2月1日（金）から平成25年3月14日（木）までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分までの間、(2)ア(イ)において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/106/>

(3) 入札参加資格（技術提案に関するもの以外の要件）の確認

本件入札に参加を希望する者は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料を提出すること。その際あわせて、共同企業体にあつては共同企業体入札参加資格の審査を申請すること。

ア 提出期間

平成24年12月20日（木）から平成25年1月24日（木）までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

なお、郵送等による提出は、平成25年1月24日（木）午後5時までには必着とする。

イ 提出先

(2)ア(イ)と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ファクシミリ、電子メール等によるものは認めない。

エ 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。共同企業体にあつては共同企業体入札参加資格を含む。）の有無を確認したときは、その確認結果を平成25年2月21日（木）までに申請者（共同企業体にあつては、その代表者）に書面により通知する。

(4) 技術提案書の提出等

申請者のうち、入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果通知により資格を有すると認められた者は、次に従い技術提案書（白黒か、カラーかは問わないが、白黒複写しても分かるように工夫すること。）を提出すること。

なお、技術提案書の提出後、申請者ごとにヒアリング（県が必要と認める場合に限る。）及び技術対話を実施する。

ア 提出する書類等及びその部数

(ア) 技術提案書（別に定める内容及び様式の書類によって構成するものとし、これ

と異なるものについては、評価の対象としないで失格とすることがある。)

正本1部及び副本5部

- (イ) (ア)の書面の内容を電子データ化して収録したCD-ROM又はDVD-ROM(ウイルス対策を実施したうえで提出すること。)

3部

イ 提出期間

平成25年2月21日(木)から平成25年3月14日(木)までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

なお、郵送等による提出は、平成25年3月14日(木)午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

(2)ア(イ)と同じ。

エ 提出方法

持参又は郵送等による。ファクシミリ、電子メール等によるものは認めない。

(5) 入札参加資格(技術提案に関する要件)の確認

ア 確認手続

提出された技術提案書(改善要求がなされた場合は再技術提案書。以下同じ。)

により、技術提案に関する要件について入札参加資格を確認する。

イ 入札参加資格(技術提案に関する要件)確認結果の通知

平成25年8月26日(月)までに申請者(共同企業体にあつては、その代表者)に書面により通知する。

(6) 入札書及び内訳書の提出

ア 入札期間

平成25年9月17日(火)午前9時から平成25年9月18日(水)午後4時30分まで。

ただし、持参による入札書の提出は、各日の午前9時から午後4時30分までの間において受け付けるものとし、郵送等による入札書の提出は、平成25年9月18日(水)午後5時までに必着とする。

イ 入札書の提出場所

(2)ア(イ)と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ファクシミリ、電子メール等による入札は認めない。

エ 入札価格

入札書には、次の(ア)及び(イ)の合計から(ウ)を減じた金額(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とすること。)を記載すること。

なお、(イ)及び(ウ)の金額は、要求水準書別紙4に示す年間汚泥供給量を取り扱ったとした場合のものとする。

- (ア) 本施設の設計及び施工に係る請負代金額

(イ) 本施設の維持管理及び運営に係る業務委託料の額（1(4)イの履行期間全体での総額とする。）

(ウ) 固形燃料化物の買取り価格（1(4)ウの履行期間全体での総額とする。）

オ その他

入札に際しては、入札書と同時にその内訳書を提出すること。

(7) 開札

ア 開札日時

平成25年9月19日（木）午前10時

イ 開札場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館地階 入札室

4 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

本件入札は、入札に先立ち、設計及び施工、維持管理及び運営並びに固形燃料化物の買取り及び利用に係る技術提案を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（高度技術提案型）によって行うものとする。

(2) 総合評価方式の方法

予定価格の制限の範囲内で、次に定める方法によって得た評価値の最も高い者を、学識経験者の意見を聴いた上で落札者とする。

ア 評価値

評価値は、次の算式のとおり、標準点と加算点を合計した点数を当該申請者の入札価格で除して得た数値とする。

$$\text{評 価 値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

$$\text{※ 技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

※ 入札価格は、億円単位とする（端数処理をしない。）。

※ 加算点の小数第1位未満の部分は四捨五入する。

イ 標準点

別に定める要求水準書に記載されている要求要件をすべて満たす場合に標準点を与える。標準点は、100点とする。

ウ 加算点

技術提案書（技術提案書に係る改善通知を受けた者にあつては、再技術提案書）の内容に応じ、別に定める基準に基づき加算点を与える。加算点の配点は50点とする。

なお、評価基準の詳細は落札者決定基準による。

エ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者となるべき者を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わって

くじを引くことにより落札者を決定する。

オ 評価値の最も高い者の入札価格が入札説明書3(14)の見積書の見積価格から大幅にかけ離れている場合は、追加資料を求める場合がある。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(4) 入札者に求められる義務

入札者は、契約担当職員から入札参加希望書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 苦情申立て

当該入札契約手続に関して苦情がある者は、広島県政府調達苦情検討委員会に対して申し立てることができる。

(6) 落札決定後の手続

落札者は、落札決定後速やかに、県と本事業に係る仮契約を締結する。この仮契約は、広島県議会の議決があったときは、何らの手続きを経ることなく本契約となるものとする。

(7) 現場説明会

現場説明会は行わない。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

(9) 問合せ先

ア 広島県土木局都市計画課（広島市中区基町10番52号 電話082-513-4112）

イ 広島県土木局下水道公園課（広島市中区基町10番52号 電話082-513-4139）

6 Summary

(1) Subject matter of the contract : Construction work and operation of “ Ashidagawa Sewage sludge fuel production plant ”

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:30 p.m., January 24, 2013

(3) Time-limit for tender : 4:30 p.m., September 18, 2013

(4) Contact point for tender documentation : City Planning Division,
Public Works Bureau, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
Tel 082-513-4112